

厚生労働省より掲示を義務付けられている手術件数

◎医科点数表第2章第10部 手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部 手術の通則4を含む）に掲げる手術

期間：2025年1月1日から2025年12月31日

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等 頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術、脊髄刺激装置植込及び脳神経手術（開頭して行うもの）	13
イ 黄斑下手術等 黄斑下手術、硝子体茎顕微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術（表在性） 眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術（表在性）、眼窩内異物除去術（深在性）、眼筋移植術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術）	0
ウ 鼓室形成手術等 鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術、経迷路的内耳道開放術	0
エ 肺悪性腫瘍手術等 肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、気管支形成を伴う肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、膿胸胸膜、胸膜肺切除術（通常のものとは胸腔鏡下のもの）、膿胸腔有茎筋肉弁充填術 胸郭形成手術（膿胸手術）、気管支形成手術	3
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	157

区分2に分類される手術	件数
ア 靭帯断裂形成手術等 靭帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む。）、観血的関節授動術、骨悪性腫瘍手術及び脊椎骨盤悪性腫瘍手術	0
イ 水頭症手術等 水頭症手術、髄液シャント抜去術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術	4
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 涙嚢鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術、鼻咽腔悪性腫瘍手術	0
エ 尿道形成手術等 尿道下裂形成術、前立腺精嚢悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純摘除術、膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的手術を除く）	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等 肝切除術、脾体尾部腫瘍切除術、脾頭部腫瘍切除術、骨盤内蔵全摘術、胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術、肝門部胆管悪性腫瘍手術	5
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等 （子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成術、膈壁悪性腫瘍手術 造膈術（拡張器利用によるものを除く）女子外性器悪性腫瘍手術）	0

区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等 顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成手術、頬骨変形治療骨折矯正術、顔面多発骨折観血的手術	1
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等 耳下腺悪性手術手術、上顎骨悪性腫瘍手術、喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術 口腔・顎・顔面悪性腫瘍切除術）	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等 自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付き）、神経血管柄付植皮術（手・足）、母指化手術 指植手術	0
オ 内反足手術等 内反足手術、先天性気管狭窄症手術	0
カ 食道切除再建術等 食道切除再建術、食道腫瘍摘出術、（開胸・開腹手術によるもの、腹腔鏡・縦隔鏡下によるもの） 食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）、食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの） 食道切除後2次再建術、食道裂孔ヘルニア手術、腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術）	0
キ 同種死体腎移植術等 移植用腎採取術（生体）、同種腎移植術	0

区分4に分類される手術	件数
腹腔鏡下、胸腔鏡下手術	87

区分5に分類される手術	件数
ア 人工関節置換術	138
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）	24
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植手術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	95